

令和5年4月1日から 職長等に対する安全衛生教育が 義務化されています！

労働安全衛生法施行令の改正により、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食料品製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わりました。

したがって、製造業において職長等に対する安全衛生教育の規定が除かれるのは、

イ たばこ製造業

ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）

ハ 衣服その他の繊維製品製造業

ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）

のみとなっています。

「職長等」とは

作業中の労働者を直接指導又は監督する者と定められています（労働安全衛生法第60条）。よって、監督、班長、リーダー、作業長など、事業場によって様々な名称で呼ばれていても、名称の如何にかかわらず、仕事を行う上で、現場で指揮、命令する人は該当することになります。

職長教育の内容

安全衛生教育の講習科目、講習時間数等の安全教育の内容には定めがあります（裏面参照）。

事業者には安全衛生教育の実施義務がありますが、事業場に適正な講師がいない、どのような教育を行ったらよいか分からないといった場合には、事業者に替わって労働災害防止団体等の講習機関が実施する安全衛生教育を受けさせることも認められています。

また、定められた事項の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項に関する教育を省略することができます。



職長等安全衛生教育の内容

講 習 科 目	講習時間
1 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること (1) 作業手順の定め方 (2) 労働者の適正な配置の方法	2時間以上
2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること (1) 指導及び教育の方法 (2) 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
3 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずるべき措置に関すること (1) 危険性又は有害性等の調査の方法 (2) 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 (3) 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間
4 異常時等における措置に関すること (1) 異常時における措置 (2) 災害発生時における措置	1.5時間
5 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること (1) 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 (2) 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間

参考：雇入れ時等の安全衛生教育について

雇入れ時等の安全衛生教育

(労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第35条)

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、遅滞なく、次の事項について、教育を行わなければならないことになってい
ます。

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法
- 3 作業手順
- 4 作業開始時の点検
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防
- 6 整理、整頓(とん)及び清潔の保持
- 7 事故時等における応急措置及び退避
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必
要な事項



※労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種(その他の業種)の事業場の労働者につい
ては、第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができます。